

# 熊本県環境影響評価条例の改正について

環境生活部環境局環境保全課

## 1 環境影響評価（環境アセスメント）とは

環境影響評価（環境アセスメント）とは、開発事業を行う場合、事業者自らが事業実施前に、その事業が周辺の環境にどのような影響を与えるかを事前に調査、予測及び評価し、その結果を公表して住民等や行政の意見を聴き、十分な環境保全対策を実施することにより、よりよい事業計画を作り上げていく制度。

環境影響評価法は平成 9 年に制定（平成 11 年施行）、熊本県環境影響評価条例は平成 12 年に制定（平成 13 年施行）している。

## 2 改正の経緯及び目的

環境影響評価法の完全施行から 10 年が経過し、新たな課題に対応するために平成 23 年 4 月に環境影響評価法が改正され、平成 25 年 4 月までに段階的に施行された。

また、放射性物質による環境の汚染の防止のための措置を行うことができることを明確に位置づけるため、平成 25 年 6 月に環境影響評価法が改正され、平成 27 年 6 月に施行されることとなった。

この法の改正趣旨を踏まえ、既に条例で整備している報告書手続以外の手続について、本県の環境影響評価条例を改正するもの。

### 【平成 23 年 4 月の法改正概要】

- （1）配慮書手続きの創設
- （2）方法書要約書の作成、環境アセスメント図書の電子縦覧等の義務化
- （3）環境保全措置等の結果報告手続（報告書手続）の創設

### 【平成 25 年 6 月の法改正概要】

- （1）放射性物質に係る適用除外規定の削除

## 3 改正概要

### （1）配慮書手続きの創設

従来の環境アセスメントは、事業の枠組み（大まかな位置、規模等）がほぼ決定された段階で行うものであったため、環境への影響がある事項が判明しても柔軟な対応が困難な場合があった。このため、環境の保全についてより適切な配慮がなされるために、可能な限り早期の段階において、重大な環境影響を把握するため、方法書手続きの前に、配慮書手続きを導入する。

具体的には、事業者が事業計画の検討段階において、原則文献調査を行い、環境保全にかかる検討結果をまとめた「配慮書」を作成する。その際には、複数案（事業の位置、規模や施設の配置、構造など）の検討を行うとともに、住民や行政などの意見を取り入れるよう努めるものとする。

### 【規定内容】

- ・ 事業者の方法書の作成等の前に必要な手続として計画段階配慮事項についての検討を行った結果等に関する事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の作成しなければならない。（第 4 条の 3）
- ・ 事業者は、配慮書を作成したときは、知事及び関係市長村長に送付し、及び公表しな

なければならない。(第4条の4)

- ・ 知事は、配慮書の送付を受けたときは、必要に応じ、関係市町村長及び熊本県環境影響評価審査会の意見を勘案し、配慮書について環境の保全の見地から意見を述べることができる。(第4条の5)
- ・ 事業者は、配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めなければならない。(第4条の6)
- ・ 事業者が方法書を作成するに当たっては配慮書の内容を踏まえるとともに、それに対する意見が述べられたときはその意見を勘案して事業が実施されるべき区域等を決定し、計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果、当該意見等の事項を方法書に記載しなければならない。(第5条)

## (2) 方法書要約書の作成、環境アセスメント図書の電子縦覧等の義務化

専門的で分量が多い方法書について、より住民等の理解を深めること、また、意見を有する者が、居住地に限定されることのないよう、環境アセスメント図書の周知を広めることを目的とし、方法書要約書の作成及び方法書説明会の開催の義務化並びに環境アセスメント図書の電子縦覧の義務化を行うこととする。

### 【規定内容】

- ・ 業者が方法書を送付する際、これを要約した書類を併せて添付しなければならない。(第6条関係)
- ・ 事業者は、方法書の記載事項についての説明会を開催しなければならない。(第7条の2)
- ・ 事業者は、方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書を、知事は事後調査報告書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。(第7条、第15条、第23条、第34条)

## (3) 放射性物質に係る適用除外規定の削除

「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」が昨年6月に公布され、環境影響評価法の放射性物質に係る適用除外規定が削除された。

これに伴い、本県条例においても適用除外規定(現条例第50条第1項)を削除し、放射性物質についても環境影響評価の対象とする。

## (4) その他

- ・ 環境影響評価及び事後調査その他の手続を行わなければならない事業の範囲に環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業を含めることとする。(第2条)
- ・ 配慮書手続きの創設等に伴い、都市計画に定められる対象事業に関する特例(第37条)、法の手続を行う者に対する適用除外等の取扱い(第41条、第42条)、立入調査先に事業実施想定区域の追加(第44条)、知事の勧告及び公表が行う場合として配慮書の虚偽記載を追加(第45条)、隣接県との協議を行う場合として配慮書の環境影響を受ける範囲であると認められる地域の追加(第47条)を行う。
- ・ その他規定の整理を行う。(第8条、第11条、第13条、第14条、第16条、第36条、第38条、第40条、第41条の2、第46条関係)
- ・ この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第50条の規定は、平成27年6月1日から施行する。
- ・ 所要の経過措置を定める。(附則第2条-附則第6条関係)